

在園児と職員及びその家族が感染した場合及び濃厚接触者に特定された場合の保育所等の対応に係るフロー

富士宮市子ども未来課

◎このフロー図は、厚生労働省の対応及び保健所の見解を参考としています。(令和2年6月24日現在)

新型コロナウイルス感染

①在園児又は職員の感染が判明した場合
(PCR検査で陽性の場合)

【保育所等の対応】
 (1) 一旦休園
 (2) 保健所行動調査等の実施
 (3) 臨時休園の有無、規模、期間決定
 (4) 施設の消毒
 (5) 再開時期の決定
【感染者への対応】
 ・感染した在園児は、入院・登園停止
 ・感染した職員は、入院・出勤停止

◎一旦休園期間 (①場合により②)
 ・保健所、嘱託医と協議し期間を決定
 ◎臨時休園期間 (①場合により②)
 ・濃厚接触者の特定、施設消毒など安全が確認されるまで
 ○感染した在園児、職員の登園停止及び出勤停止期間 (①)
 ・保健所や医療機関の指示による
 ○濃厚接触者に特定された在園児、職員の登園自粛及び自宅待機期間 (②)
 ・感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間

②在園児若しくは職員が濃厚接触者に特定された場合又はその同居家族の感染が判明した場合

【保育所等の対応】
 (1) 通常開所 (※1) 場合により一旦休園 (※2)
【濃厚接触者に特定された者への対応】
 ・該当在園児は、登園自粛
 ・該当職員は、自宅待機

(※1) 保健所の専門的な知見によると、濃厚接触者に特定されただけでは、他に感染させる可能性は極めて低いことから、該当在園児及び該当職員以外は、原則通常開所とします。

(※2) 濃厚接触者に特定され発症した場合等は、状況により一旦休園とすることもあります。

③在園児又は職員の同居家族が濃厚接触者に特定された場合

【保育所等の対応】
 (1) 通常開所
【同居家族が濃厚接触者に特定された者への対応】
 ・該当在園児は、登園自粛
 ・該当職員は、自宅待機

○同居家族が濃厚接触者に特定された在園児、職員の登園自粛及び自宅待機期間 (③)
 ・同居家族の検査結果に基づき判断 (同居家族の陰性が確認されるまでの間が登園自粛及び自宅待機期間。同居家族が陽性の場合は②のとおり)

※静岡県に非常事態宣言が発令された場合、富士宮市の感染状況により、上記以外の対応となることもあります。